

昭和五十八年七月二十二日提出
質問 第八号

地震防災のための当面の強化策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十八年七月二十二日

提出者

林 百 郎 野 間 友 一 栗 田 翠

衆議院議長 福田 一 殿

地震防災のための当面の強化策に関する質問主意書

去る五月二十六日正午、秋田県沖に発生した「日本海中部地震」による地震・津波災害は、秋田、青森両県をはじめ、北海道から島根県にいたる日本海側に、かつてない甚大な被害をもたらした。地震後二カ月になろうとする今なお、被災者はもちろん、地域社会全体に大きな影響を与えている。

被災者の立場にたった住宅復旧など、キメ細かな救済策を講じるとともに、農業・漁業・中小企業などの経営再建、秋田港や能代港などの復旧を急ぎ、地域経済の再建、雇用不安の解消をはかるため、国の大幅な財政援助が緊急に求められている。

今回の地震が、死者百四名、住宅の損壊一万一千四十三戸など、かつてない地震災害となったことに対する政府の防災行政上の責任を明らかにしつつ、当面の防災対策強化について、以下質

問する。

一 地盤災害対策について

今回の地震災害の特徴の一つは、旧河川敷や沼地、砂丘地などに建設された住宅、公共施設等に被害が集中したことである。被災者は「業者から買った土地の地盤が悪いなど知らなかった」、「個人住宅は（復旧費用が）全部自前、国の特別融資を受けてもローンは二重払いしなければならぬ」と、窮状を訴えている。

1 今回の地震で、地盤災害が拡大された原因として、①秋田港における地震動加速度が二百二十ニガル(cm/sec^2)と、設計時の予想加速度百ガル(cm/sec^2)を大きく上まわっており、誤った予想のもとに設計が行われていたこと、②一般住宅などを含めた地盤の安全対策が、都市計画法などによつて義務づけられてはいるが、実効ある指導がなされず、危険な宅地が販売されてきたこと、などからみて、行政の責任は重大である。この際政府は、この行政責

任について明確にすべきであると考えるがどうか。

2 砂地盤の液状化については、過去二十年間に、新潟地震（一九六四年）、十勝沖地震（一九六八年）、えびの地震（一九六八年）、宮城県沖地震（一九七八年）などで確認されており、さらに、明治以来の地震についてみると、日本列島全体の埋立または沖積砂地盤に確認されている。

砂地盤の液状化対策をはじめとするいわゆる軟弱地盤対策を確立することは、緊急の課題である。

軟弱地盤地域について全国的な実態調査を実施し、その結果を公表すること。また、住宅や公共施設、周辺地域に重大な影響を及ぼす原子力発電所や石油コンビナートなどについて、設計時の予想加速度、設計震度の見直しを検討すべきであり、そうした面から安全性について再検討すべきであると考えるが、具体的対策をどのように講じているのか、明らかにさ

りたい。

二 災害復旧について

1 「秋田港」の復旧について、同港は秋田県はもちろん東北地方の住宅建設資材、日常生活品の重要な陸揚げ港である。復旧は緊急を要するものと考えるが、その財政的負担は秋田県にとつても莫大なものである。自治体まかせとするのではなく、国の大幅な財政援助のもとで、復旧を急ぐためどのような対策を講じているのか、国直轄部分の復旧対策も含めて明らかにされたい。

2 秋田県男鹿市、若美町など被災自治体の多くが公債比率一三%を超えろという財政状態であること、地域的に集中した災害であることから、災害復旧対策を自治体まかせにしたのでは、被災自治体財政は一層圧迫され、地域経済再建はほど遠いものになってしまう。

公共土木施設災害復旧事業に係る「激甚災害」、「局地激甚災害」の指定基準を見直すなど、

被災自治体への国の財政援助を強めることが必要である。災害であるからこそ、全国的な援助が必要と考えるが、以上の点につき具体的対策を明らかにされたい。

3 災害復旧にあたっては、災害対策基本法第八十八条第二項にいう「再度災害の防止のため」行う関連事業を特例的なものとせず、耐震強度の見直しを含めた改良復旧を原則とすることが必要である。その積み重ねが、災害に強い国土を作ることもなるのである。

「原形復旧」を規定している公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の改正を含めて、検討すべきと考えるがどうか。

4 住宅の復旧対策については、「災害援護資金」の貸付限度額や所得制限を引き上げるなど、融資対策を講じるとともに、復旧を個人まかせにするのではなく、宅地の安全対策や具体的な復旧作業に対しても、責任ある対策を講ずるべきと考えるが、明確にされたい。

三 津波対策について

津波警報など防災情報の伝達体制については、漁船や海中作業員、港湾労働者などとともに、つり人、海水浴客や観光客への徹底をはかるため、地域防災計画の総点検、防災無線の整備などを緊急に実施すること。防災無線については、停電時の対策を含めたキメ細かな運用について早急に確立すべきであるが、政府の対策はどうか。

とりわけ、観光客や海水浴客(湘南海岸では一日百万人ともいわれている)に対する津波防災対策は盲点となっており、観光基本法第九条の精神に照らし、観光行政という面からも対策を講じるべきと考えるが、その対策を明らかにされたい。

四 地震防災対策の強化について

1 去る六月八日、秋田市における総理の発言、「地震があれば津波が来るのは常識であつた。そういう点では政府も……地震に対する備えがなかつた」に関して、わが党野間友一議員が

政府の見解をただしたのに対し、加藤国土庁長官は、「東海大地震……に対しては、政府としても相当取っ組んでおります。しかし、日本海中部地震ということでは、それはもう国民全部がびつくりされた」との答弁を行っている（六月十六日、衆院災害対策特別委員会）。

これは、これまでの政府の地震防災対策が、東海大地震などに集中され、秋田県西部など、「特定観測地域」には手薄であつたと理解してよろしいのか。そうだとすれば、地震予知技術が必ずしも確立されていない段階で、特定の地域に、予知を前提とした対策に事実上限定している（それさえも十分とはいえない）政府の責任は重大であり、是正すべきと考えるがどうか。

2 東海大地震に備えるとした地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による財政援助について、わが党は立法の際にも、対象となる地域と事業の拡大の必要を指摘してきたところである。

今回の地震災害の反省の上に、対象地域を少なくとも「特定観測地域」にまで拡大し、五年計画などの年次計画をもつて地震防災対策を具体的に強化することが必要と考えるがどうか。

3 地震対策緊急事業に対する財政援助は、昭和五十九年度末で期限切れとされているが、その進捗は、五十七年度末現在四三％という状況（予算執行予定額比、推定）である。さらに財政援助を増大し、期間を延長して事業の推進をはかるべきであると思うがどうか。

同時に、地震・津波災害から国民の生命と財産を直接守るべき防災予算は、圧縮・削減するのではなく、充実をこそすべきであると思うがどうか。

右質問する。